

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業

基本協定書
(案)

令和 6 年 5 月

川越市

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条	(特定建設工事共同企業体の組成)	1
第4条	(契約の締結)	2
第5条	(契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金)	2
第6条	(談合その他不正行為に対する措置)	3
第7条	(契約不調の場合の処理)	4
第8条	(準備行為)	4
第9条	(運営事業者への支援等)	4
第10条	(有効期限)	4
第11条	(秘密保持)	5
第12条	(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)	6
第13条	(債務不履行等)	6
第14条	(管轄裁判所)	6
第15条	(準拠法及び解釈)	6
第16条	(定めのない事項)	6

(仮称) 川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業
基本協定書 (案)

川越市（以下「発注者」という。）は（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、本事業の総合評価一般競争入札(令和6年5月16日公告)の入札説明書等に従い総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた評価の入札者であるグループ●（代表企業兼構成員である●、構成員である●、●及び●。）（以下「受注者」という。）を落札者と決定した。

発注者と受注者は、本事業の基本的な事項について以下のとおり合意し、この基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用される用語は、本基本協定に特段の規定がある場合を除き、本事業の総合評価一般競争入札にかかる入札説明書及び同入札の資料として発注者が公表した要求水準書において定義された意味を有する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業の総合評価一般競争入札に関し、発注者が受注者を落札者として決定したことを確認し、第4条第1号に定める各契約の締結並びに本事業の実施に向けて、発注者及び受注者の義務等について必要な事項を定めるものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 発注者は、本事業が民間によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 受注者は、本事業が一般廃棄物の処理施設の建設工事及び運営を主な内容とする公共性の高い事業であることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（特定建設工事共同企業体の組成）

第3条 受注者の代表企業は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、プラント設計・建設企業（構成員のうちプラントの設計・建設を担当する企業をいう。）及び建築物の設計・建設企業（構成員のうち建築物の設計・建設を担当する企業をいう。）からなる特定建設工事共同企業体（●型）（以下「共同企業体」という。）を組成するものとし、共同企業体の組成及び運営・保全管理に係る協定書等を締結のうえ、これを維持するものとする。

- 2 共同企業体は、前項の定めるところに従って協定書等を締結した場合、速やかに、その写しを発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書等を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

（契約の締結）

- 第4条 令和7年1月中に発注者と受注者は、本事業に係る特定事業契約（基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を総称していう。以下同じ。）の仮契約を締結し、建設工事請負契約については川越市議会の議決を経て、本契約を締結する。また、基本契約及び運營業務委託契約については、建設工事請負契約の本契約をもって、本契約とする。
- 2 発注者及び受注者は、本契約を締結するまで、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 3 発注者及び受注者は、前項の契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金）

- 第5条 発注者は、受注者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、特定事業契約を締結せず、又は締結済みの特定事業契約（仮契約を含む。以下同じ。）を解除することができる。

- (1) 受注者を構成するいずれかの当事者が、本入札への参加資格を欠くこととなったとき。
- (2) 正当な理由なく、契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。
- (3) 受注者の自らの都合により契約を締結しないことを申し出たとき。
- (4) 受注者（受注者のいずれかが属する事業者団体（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項に規定する団体をいう。）を含む。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときと認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により、発注者が特定事業契約を締結せず、又は締結済みの特定事業契約を解除する場合、受注者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札価格（特定事業契約の仮契約の締結後は、特定事業契約の契約金額（変更契約をしている場合は変更後の契約金額）の総額とする。）に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、受注者が既に解散しているときであっても、発注者は、受注者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

（談合その他不正行為に対する措置）

第6条 発注者は、受注者のいずれかの者が本事業の入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を締結せず、又は締結済みの契約を解除することができる。

- (1) 特定事業契約に関し、受注者のいずれかの者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者のいずれかの者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者のいずれかの者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が、独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 特定事業契約に関し、受注者のいずれかの者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (3) 特定事業契約に関し、受注者のいずれかの者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が

確定したとき。

2 受注者は、発注者の請求に基づき、契約の締結、不締結又は解除にかかわらず、受注者の入札価格（特定事業契約の仮契約の締結後は、各特定事業契約の契約金額（変更契約をしている場合は変更後の契約金額。）について次号に示す割合に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 建設工事請負契約は、10分の2

(2) 運營業務委託契約は、10分の1

3 前項の規定は、発注者に生じた損害額（契約金額と自由かつ公正な競争によって形成されたであろう適正価格との差額。）が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

4 第2項の損害賠償金及び前項の損害については、発注者の請求を受けたときは、受注者が共同連帯して支払うものとする。

（契約不調の場合の処理）

第7条 建設工事請負契約の本契約締結について、川越市議会で可決されなかった場合、その他事由のいかんを問わず、契約の締結に至らなかった場合は、既に発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第5条、第6条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

（準備行為）

第8条 特定事業契約の本契約締結前であっても、受注者は、自己の責任及び費用により、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で受注者に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、全ての特定事業契約にかかる本契約締結後、必要に応じ、前項の準備行為にかかる本事業の各業務を担当する者に速やかに引き継ぐものとする。

（運営事業者への支援等）

第9条 代表企業は、運營業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を連帯して保証するものとし、運營業務委託契約の仮契約の締結と同時に、別紙1に定める内容の保証書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（有効期限）

第10条 本基本協定の有効期間は、締結の日から、特定事業契約の全てにつき本契約として成立した日までとし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約が仮契約の締結又は本契約としての成立に至ら

なかった場合には、契約の仮契約締結不調又は本契約成立不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第5条、第6条、第7条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、本基本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本協定の終了前の作為・不作為に基づき本基本協定の終了後に発生した本基本協定に基づく義務若しくは責任は、本基本協定の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第11条 発注者及び受注者は、本基本協定又は本事業に関連して相手方から秘密指定を受けて受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的にかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー又は受注者と守秘義務契約を締結した受注者の下請企業に開示する場合
- (5) 発注者が本施設の運営管理業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(6) 川越市議会から開示が要求された場合

- 4 発注者は、前三項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 受注者は、本基本協定の履行にあたり、知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、これらを遵守しなければならない。

（基本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第12条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

（債務不履行等）

第13条 発注者及び受注者は、本基本協定の義務を履行せず、その責に帰すべき事由により他の当事者に損害を与えた場合は、その責を負うべき者がその損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

第14条 本基本協定に係る訴訟については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（準拠法及び解釈）

- 第15条 本基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 本基本協定及び関連書類、当事者間での書面による通知に使用する言語は、日本語を原則とする。
 - 3 本基本協定に変更が生じた場合は、書面により行うものとする。
 - 4 本基本協定に基づく通知、請求、確認、承諾及び解除等は、本基本協定に特に定めのある場合を除き、書面により行う。

（定めのない事項）

第16条 本基本協定に定めのない事項については、川越市の規則によるほか、発注者及び受注者が別途協議して定めることとする。

本基本協定の締結の証として、本書●通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

(発注者) 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合 善明

(受注者) (代表企業/構成員)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員/運営事業者)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

[別紙 1] 保証書（第 9 条関係）

川越市長

保 証 書

●（以下「保証人」という。）は、（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、本事業の総合評価一般競争入札の落札者である●グループと川越市（以下「市」という。）との間で令和●年●月●日に締結した（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、この保証書を市に提出する。なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、基本契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第 1 条 保証人は●（以下「運営事業者」という。）の運営業務委託契約に基づく市に対する損害賠償債務及び違約金支払債務（以下、まとめて「主債務」という。）の履行を、運営事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。

2 市が主債務の担保として本保証以外に複数の担保を有している場合でも、本保証の効力がかかる他の担保又は保証によって影響を受けることはない。

3 保証人は、市が主債務の担保として本保証以外に複数の担保を有している場合でも、いずれの担保から先に実行し弁済を受けるか、その全部又は一部を実行するか、どの部分を先に実行するかなど、担保の実行の方法及びその時期等については、市の完全かつ自由な裁量によるものとし、保証人は、かかる市の判断について何らの異議を述べない。

4 保証人は、市がその都合により、主債務にかかる他のいかなる担保又は保証を変更、解除又は放棄しても、かかる他の担保若しくは保証が毀損若しくは失効したとしても、又は市が担保の徴求若しくは対抗要件具備等を留保したとしても、本保証に基づく保証債務について免責を一切主張しない。

（通知）

第 2 条 市は、運営業務委託契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合は、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知するものとする。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、書面にて請求するものとする。

2 保証人は、前項に規定する請求を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権等の行使)

第4条 保証人は、市の同意がある場合を除き、運營業務委託契約に基づく運営事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、求償権その他の代位によって取得した権利を行使することができない。また、保証人は事前求償権を一切行使してはならない。

(解約及び終了)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

令和●年●月●日

(代表企業)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印